募集要領　様式1～10、参考様式

那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る
公募型プロポーザル募集要領　様式一覧

（様式1）参加表明書

（様式2）法人概要書

（様式3）同種又は類似業務の実績

（様式4）業務実施体制表

（様式5）各技術者の経歴等

（様式6）質問書

（様式6-2）質問回答書

（様式7）企画提案書等提出届

（様式8）参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書

（様式9）参加資格審査結果通知書

（様式10）審査結果通知書

（参考様式）共同企業体協定書

（様式1）参加表明書

令和　年 月 日

那覇市長 宛

プロポーザル参加表明書

那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについて、下記の添付書類を添えて参加申込みします。

なお、本プロポーザル募集要領４の参加資格要件をすべて満たしていること及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　参加希望者（※共同企業体の場合、代表者を記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

那覇市の業者登録番号

２　参加者の構成　　　　　単　独　　・　　共同企業体

３　協力連携事業者（※共同企業体の場合のみ記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名

那覇市の業者登録番号

分担業務内容

協力を受ける理由

連絡先

所 　属 ：

担当者名 ：

電話番号 ：

FAX 番号 ：

E-mail ：

（様式1）参加表明書（裏面）

次の①～⑩のすべての要件を満たしていることを誓約します。

＜参加資格要件＞

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。この場合、参加希望者及び協力連携事業者は、次の①～⑩のすべての要件に適合させること。ただし、①～③の要件については、参加希望者または協力連携事業者のいずれかが満たしていれば足りるものとする。また、協力連携事業者は、本プロポーザルの他の参加希望者の協力連携事業者及び参加希望者となることはできない。

①　本市内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。

③　那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和5・6年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関連建設コンサルタント」の業種に登録がある者であること。

④　プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

⑦　公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。

⑧　地方税（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）並びに国税（消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。また、本市外に本社を置く法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。

⑨　那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

⑩　過去10年間において、本業務と同種又は類似及び同程度以上と認められる業務の履行実績があること。また、本業務を受託した場合には、業務開始時点において、企画提案書により提案された同種又は類似及び同程度以上の業務実績がある有資格者の技術者を配置するとともに、提案された業務実施体制により本業務を履行できること。

なお、同種の業務とは、老人福祉センター、老人憩の家又は社会福祉施設の長寿命化計画・個別施設計画の策定業務とする。類似の業務とは、老人福祉センター又は老人憩の家の基本計画・基本設計の策定業務とする。

（様式2）法人概要書

法　人　概　要　書

（　参加希望者のうち　代表者　・　協力連携事業者　）

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 本社の所在地 |  |
| 登録業者番号 |  |
| 資本金 |  |
| 代表者名 |  |
| 設立年月 |  |
| 本市と契約予定の支店等 | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡先 | 電話番号　 |
| FAX番号　 |
| E-mail　 |
| 従業員数（県内に常駐する職員） | 技術職 | 事務職 | その他 | 合計 |
| 　　　　　　名 | 　　　　　　名 | 　　　　　名 | 　　　　　名 |
| 保有する資格者の状況等（重複不可） | １級建築士 | 技術士 | RCCM |  |
| 　　　　　　名 | 　　　　　　名 | 　　　　　名 |  |
| 業務内容（自社組織と対応業務、技術等について簡潔に説明すること。） |

※共同企業体の場合は、構成員ごとに本様式を提出すること。

（様式3）同種又は類似業務の実績

同種又は類似業務の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 業務実績１ | 業務実績２ | 業務実績３ |
| 業務名 |  |  |  |
| 業務種別 | 同種　・　類似 | 同種　・　類似 | 同種　・　類似 |
| 受託者名（共同企業体の場合、代表か協力連携事業者に○をつけること） |  |  |  |
| （代表・協力連携事業者） | （代表・協力連携事業者） | （代表・協力連携事業者） |
| 契約金額 | 円 | 円 | 円 |
| 履行期間 | 令和　年　月　日～令和　年　月　日 | 令和　年　月　日～令和　年　月　日 | 令和　年　月　日～令和　年　月　日 |
| 発注機関名及び発注部署名 |  |  |  |
| 業務の概要（簡潔に記載すること） |  |  |  |

※本業務と同種又は類似及び同程度以上の業務として、過去10年以内（平成25年6月～令和5年6月まで）に完了した業務実績（3つ以内）を記載すること。

※共同企業体の場合は、全構成員分を作成し提出すること。

（様式4）業務実施体制表

業務実施体制表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 所属・役職等 | 保有資格及び業務実績 | 担当する主な業務内容 |
| 主任技術者（氏　名） | 所属役職実務経験年数　　年　　か月 | 保有資格 |  |
| 令和5年7月時点の手持ち業務件数：　　件 |
| 担当技術者１（氏　名） | 所属役職実務経験年数　　年　　か月 | 保有資格 |  |
| 令和5年7月時点の手持ち業務件数：　　件 |
| 担当技術者２（氏　名） | 所属役職実務経験年数　　年　　か月 | 保有資格 |  |
| 令和5年7月時点の手持ち業務件数：　　件 |
| 担当技術者３（氏　名） | 所属役職実務経験年数　　年　　か月 | 保有資格 |  |
| 令和5年7月時点の手持ち業務件数：　　件 |
| 担当技術者４（氏　名） | 所属役職実務経験年数　　年　　か月 | 保有資格 |  |
| 令和5年7月時点の手持ち業務件数：　　件 |

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること（正本1部のみ）。

※記入欄が不足するときは、本様式を複写して作成すること。

（様式5）各技術者の経歴等

配置予定技術者調書

１ （　主任技術者 ・ 担当技術者　）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名及び年齢 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　歳） |
| 所属及び役職 |  |
| 実務経験年数 | 　　　年　　か月 |
| 保有資格 |  |
| 同種又は類似業務の実績１ | 業務名 |  |
| 履行期間 | 令和　年　月　日～　令和　年　月　日 |
| 発注機関及び発注部署名 |  |
| 役割 |  |
| 同種又は類似業務の実績２ | 業務名 |  |
| 履行期間 | 令和　年　月　日～　令和　年　月　日 |
| 発注機関及び発注部署名 |  |
| 役割 |  |
| 同種又は類似業務の実績３ | 業務名 |  |
| 履行期間 | 令和　年　月　日～　令和　年　月　日 |
| 発注機関及び発注部署名 |  |
| 役割 |  |

※本業務と同種又は類似及び同程度以上の業務として、過去10年以内（平成25年6月～令和5年6月まで）に完了した業務実績（3つ以内）を記載すること。

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること（正本1部のみ）。

※実績の役割の欄には、主任技術者・担当技術者等の別を記入すること。

※担当技術者が複数の場合は、担当技術者ごとに提出すること。

（様式6）質問書

令和　年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者

質　問　書

那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルに関し、次のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集要領等の該当ページ、箇所等 | 質問項目 | 質問内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※質問項目及び質問内容は、できる限り簡潔に記載すること。

※質問がある場合は、質問期限内に電子メールで提出し、所管課へ電話連絡して、着信したことを確認すること。

※適宜、行を追加すること。

連絡先

所 　属 ：

担当者名 ：

電話番号 ：

FAX 番号 ：

E-mail ：

（様式6-2）質問回答書

令和　年 月 日

質問回答書

那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについての質問に対し、次のとおり回答いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 募集要領等の該当ページ、箇所等 | 質問内容 | 回　答 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |

（様式7）企画提案書等提出届

令和　年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者 　　　 　　　　　印

企画提案書等提出届

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　件　名 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについて

２　添付書類（正本1部、副本7部）

(1)　企画提案書

(2)　業務に係る見積書及び見積内訳書（数量含む。）

(3)　その他必要な書類

３　連絡先

所 　属 ：

担当者名 ：

電話番号 ：

FAX 番号 ：

E-mail ：

（様式8）参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書

那○○第　号

令和　年 月 日

 　　　　　　様

 那覇市長 ○○　○○ 印

参加資格審査結果通知書　及び　企画提案書等提出依頼書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

１　件　名 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについて

２　結　果 参加資格を有することを認めます。

３　企画提案書等提出について

企画提案書作成要領を参照の上、次のとおり企画提案書等をご提出お願いします。

(1)　提出部数：正本 1部　　副本 7部

(2)　提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年7月26日（水）午後5時必着（ただし、土、日、祝日を除く。）

提出場所：那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課

提出方法：直接ちゃーがんじゅう課窓口へ持参又は書留郵送

※持参による場合は、平日の午前9時～正午、午後1時～5時の間の受付とする。

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

４　企画提案書に対する質問

提出した企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合は、速やかに回答するものとする。

５　問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉グループ

電話：098－862－9010（内2430）

FAX：098－862－9648

E-mail：naha\_h\_tya-gan001@city.naha.lg.jp

（様式9）参加資格審査結果通知書

那○○第　号

令和　年 月 日

 　　　　　　様

 那覇市長 ○○　○○ 印

参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

１　件　名 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについて

２　結　果 次の理由により、参加資格を有することを認められません。

理由：○○○のため

３　問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉グループ

電話：098－862－9010（内2430）

FAX：098－862－9648

E-mail：naha\_h\_tya-gan001@city.naha.lg.jp

（様式10）審査結果通知書

那○○第　号

令和　年 月 日

 　　　　　　様

 那覇市長 ○○　○○ 印

審査結果通知書

　先に企画提案のありましたプロポーザルの審査結果について、次のとおり通知します。

１　件　名 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルについて

２　審査結果

（採用の場合）貴社の企画提案を採用します。

（不採用の場合）次の理由により、貴社の企画提案は採用されませんでした。

理由：

３　優先交渉権者 ○○○株式会社

４　契約締結に向けた協議（優先交渉権者となった者の場合）

優先交渉権者となった者は、契約締結に向けて協議を行いますので、担当までご連絡ください。

５　問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉グループ

電話：098－862－9010（内2430）

FAX：098－862－9648

E-mail：naha\_h\_tya-gan001@city.naha.lg.jp

（参考様式）

共同企業体協定書

(目的)

第1条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1)　那覇市発注に係る 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

(2)　前号に附帯する業務

(名称)

第2条　当共同企業体は、 ○○・△△共同企業体 （以下、「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条　当企業体は、事務所を 那覇市○○○○○ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後、3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　当該業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　住　　　所

　　　　商　　　号

　　　　代表者氏名

　　　　住　　　所

　　　　商　　　号

　　　　代表者氏名

(代表者の名称)

第6条　当企業体は、株式会社 ○○　を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　企業名 ○○　　　　　　　　　　○ 　％

　　　　企業名 △△　　　　　　　　　　○ 　％

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、 ○○銀行○○支店 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3　前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条　構成員は、当企業体が当該業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社○○ 外1社は、上記のとおり、 ○○・△△共同企業体 協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

　　　　住　　　所

　　　　商　　　号

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 　　印

　　　　住　　　所

　　　　商　　　号

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 　　印